

障害者保健福祉推進事業実施要綱

(平成20年4月30日制定)

1. 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための多様な団体による先駆的、革新的な事業等に要する費用に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実及び障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体又は厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

別添の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」として実施する調査研究事業（他の補助制度による補助対象事業を除く。）

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

事業の実施を希望する者は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議すること。

(別添)

「障害者自立支援調査研究プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成20年度においては、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するため、次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行うものとする。

- 新体系ビジネスモデル研究事業
- 新体系サービスの質の向上を目指した研究開発事業
- 相談支援の機能強化を図るための調査研究事業
- 自立支援協議会運営活性化推進事業
- 障害者の地域生活移行を推進するための調査研究事業
- 発達障害者の地域支援を効果的に行うための調査研究事業
- 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業
- 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 地域生活支援事業等の効果的な実施方法の推進及び今後のサービスのあり方に関する調査研究事業
- 利用人員が10人に満たない小規模作業所の新体系への移行に向けた体制整備を図るための調査研究事業
- 福祉用具（支援機器）の開発及び機器の使用による支援のあり方に関する調査研究事業
- 情報コミュニケーション支援のあり方に関する調査研究事業
- 障害者の芸術文化活動の普及と作品の評価向上に関する調査研究事業
- 災害等緊急時の障害者支援の充実、強化に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1) に掲げる指定テーマ分以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行うものとする。

3. 推進委員会の設置

有識者による障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。